４特定非営利活動法人ひょうたん島　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人ひょうたん島とする。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市本多４丁目１５番８号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人はノーマライゼーションに基づき以下の事を目的とする。

（１）　しょうがい児・者・高齢者など支援が必要な方とその家族と、21 世紀を担う青少年や地域住民に対して、生活支援活動、児童・生徒等への放課後活動や余暇活動、子育て支援などの事業活動を通じて、しょうがいのある方と地域住民が共生できるまちづくり。

（２）　しょうがい児・者が親から自立し、地域で暮らす住民の方々とともに暮らしていかれるまちづくり。

（３）　地域福祉の増進、福祉相談、青少年の健全な育成を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与する。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）　保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）　社会教育の推進を図る活動

（３）　まちづくりの推進を図る活動

（４）　学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（５）　災害救援活動

（６）　地域安全活動

（７）　人権の擁護又は平和の推進を図る事業

（８）　子どもの健全育成を図る活動

（９）　前各号の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１） 特定非営利活動に係る事業

① しょうがい児・者・高齢者及び地域住民に対する生活支援事業

② 児童・生徒、地域住民に対する青少年の健全育成事業

③ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

④ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

⑤ 地域への情報発信事業

⑥ その他、この法人の目的を達成するための事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の４種類とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

（１） 正会員：この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体

（２） 賛助会員：この法人の事業に賛同し、積極的に支援する個人及び団体

（３） ボランティア会員：この法人の趣旨に賛同し、会員の望む方法で何らかの物資、労務の提供を行う個人及び団体

（４） 名誉会員：この法人に対して功労のあった者で理事会において名誉会員として推薦された個人及び団体。

（入会）

第７条　正会員の入会については、特に条件を定めない。

（１） 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

（２） 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び年会費）

第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員資格の喪失）

第９条　正会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１） 退会届の提出をしたとき。

（２） 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき。

（３） 継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４） 除名されたとき。

（退会）

第１０条　正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することが出来る

（除名）

第１１条　会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）　この定款に違反したとき。

（２）　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金及び会費の不返還）

第１２条　既納の入会金及び会費は返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に次の役員を置く。

（１）　理事：３人以上 10 人以内

（２）　監事：１人以上２人以内

２　理事のうち、１名を代表理事とする。又、一人を副代表理事として置くことができる。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が、役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

５　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第１５条　代表理事はこの法人を代表し、代表理事以外の理事は、法人の業務についてこの法人を代表しない。

２　代表理事以外の理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（1）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）　この法人の財産の状況を監査すること。

（3）　前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（4）　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（5）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第１８条　役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対して、議決する前に弁明の機会与えなければならない。

（1）　心身の故障のため、職務の遂行にたえないと認められるとき。

（2）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第１９条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な項目は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）

第２０条　この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2　職員は、代表理事が任免する。

第５章　総会

（種別）

第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第２２条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第２３条　総会は、以下の事項について議決する。

（１）　定款の変更
（２）　解散及び合併
（３）　会員の除名
（４）　事業計画及び予算並びにその変更
（５）　事業報告及び決算
（６）　役員の選任及び解任
（７）　入会金及び会費の額
（８）　資産管理の方法
（９）　解散における残余財産の帰属
（１０）　事務局の組織及び運営その他運営に関する重要事項

（開催）

第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

（１）　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
（２）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
（３）　第15条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第２５条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第２６条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第２７条　総会は正会員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。

（議決）

第２８条　総会における議決事項は、第 25 条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する所による。

３　理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第２９条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

（議事録）

第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印又は記名・押印しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

（２）　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

（３）　総会の決議があったものとみなされた日

（４）　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第３１条　理事会は、理事をもって構成する。監事も出席する。

（権能）

第３２条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）　総会に付議すべき事項

（２）　総会の議決した項目の執行に関する事項

（３）　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第３３条　理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

（１）　代表理事が必要と認めたとき。

（２）　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（３）　第１５条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第３４条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第３５条　理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

（議決）

第３６条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（表決権等）

第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第３８条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）　日時及び場所

（２）　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

（３）　審議事項

（４）　議事の経過の概要及び議決の結果

（５）　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印又は記名・押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第３９条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）　設立当初の財産目録に記載された財産

（２）　入会金及び会費

（３）　寄付金品

（４）　財産から生じる収益

（５）　事業に伴う収益

（６）　その他の収益

（資産の区分）

第４０条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の１種とする。

（資産の管理）

第４１条　この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第４２条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第４３条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第４４条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４５条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業の年度の予算に準じ収益費用とすることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更生）

第４６条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

（事業報告及び決算）

第４７条　この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第４８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月末日に終わる。

（臨機の措置）

第４９条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５０条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）　目的

（２）　名称

（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

（４） 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
（５） 社員の資格の得喪に関する事項
（６） 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
（７） 会議に関する事項
（８） その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
（９） 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
（10） 定款の変更に関する事項

２ この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第５１条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
（１） 総会の議決
（２） 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３） 正会員の欠亡
（４） 合併
（５） 破産手続開始の決定
（６） 所轄庁による設立の認証の取り消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５２条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散決定の総会の議決をもって決定する。

（合併）

第５３条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第５４条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第１０章　　雑則

（細則）

第５５条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（附則）

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事　樋代　景子
　　眞田　明子
　　南百瀬　千代
　　鷲頭　まり子
　　田中　民子
監事　滝澤　幸子
　　堀　里美

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 6 月 30 日までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正　　会　　員：個人　入会金　3,000 円　年会費　2,000 円
　　団体　入会金　10,000 円　年会費　10,000 円
賛　助　会　員：一口 2,000 円
ボランティア会員：入会金　0 円　年会費　0 円
名　誉　会　員：入会金　0 円　年会費　0 円

改定：平成 27 年 5 月 23 日
改定：平成 28 年 3 月 1 日